



ご 挨拶

12月に入っても冬とは思えない暖かな日々が続いていましたが、中旬以降はさすがに寒波の影響もあり冬の寒さが身に染みるようになりました。会員の皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より会員の皆様方には、本協会に対して深いご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

当協会も、おかげをもちまして設立から10周年を迎えることができました。この10年間長いようで短かった気もいたしますが、協会の活動が町民の皆様方に幅広く認知され、賛同をいただき加入率95%にまで至った現状に、大きな充実感を抱いているところであります。現在、この10周年という節目にあたり、それを記念した「浄化槽大会」の開催に向けその準備を進めているところです。また、全国的にも類を見ない当協会の活動は、対外的にも個人設置型合併処理浄化槽の維持管理に関し、保守点検業者、行政、協会が連携した最も望ましい維持管理システムであると高い評価をいただいております。

これからも、安定した放流水の水質確保に向けた活動の充実を図るとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上など会員の皆様方に安心して浄化槽をお使いいただけるよう取り組みを進めてまいります。また、現在実施しております各種助成制度についても、さらに改善すべき点がないか検証し充実させてまいりますので、皆様方の更なるご支援と協力を切にお願い申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。

大木町合併処理浄化槽維持管理協会代表理事 井上 勝己

浄化槽大会を開催します

本協会も発足して10年目を迎えました。本年度は毎年の講習会に代えて、浄化槽に造詣の深い講師をお招きして記念講演を行いますので、是非ご参加ください。事前予約は不要です。

なお、簡易チェック実施者は、本大会への出席をもって年1回の講習の受講とみなしますので、出席が必要となります。同封の参加カードをご持参ください。

日時 午前の部 令和6年1月28日(日) 10時から

午後の部 令和6年1月28日(日) 13時から

※講演会は1時間程度を予定しています。

いずれかにご参加ください。

場所 こっぼーっとホール(大木町総合体育館内)

演題 「大木町の浄化槽管理の優れた点～全国から注目される10年間の取組みとこれから」

講師 えんどう せいさく 遠藤 誠作 氏

北海道大学大学院公共政策学研究センター研究員

総務省地方公営企業等経営アドバイザー

公益財団法人日本環境整備教育センター評議員



なお、令和6年度から新たに簡易チェックの実施をご希望される方は、浄化槽大会終了後に、新規簡易チェック実施者の講習会を開催しますので、必ず参加をお願いします。

協会の活動状況について

主な活動経緯をご報告します。

●浄化槽協議会開催（浄化槽法第54条関係）（2/22）

浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を
大木町建設水道課、大木町合併処理浄化槽維持管理協会、
福岡県保健福祉環境事務所、福岡県浄化槽協会、
立花商事、有明海水質保全ネットで行った。



●第10期定時社員総会（6/29）

令和4年度事業報告及び決算について
令和5年度事業計画及び予算計画について
役員を選任及び報酬について



●第1回理事会（6/29）

運営状況報告（加入、納付、機能回復助成事業及び
水害対策進捗状況）

理事長、副理事長選任について

新役員体制

理事長 井上勝己（町有識者） 副理事長 北島克彦（町有識者）

理事 東一人（区長会長） 荒木和彦（町有識者）

川村多摩紀（町有識者） 松田美智代（町有識者）

益田富啓（町議会） 荒巻尊己（環境課長）

監事 塚本雅博（町有識者） 山口龍也（財務会計課長）



●第2回理事会（9/29）

運営状況報告（加入、納付、機能回復進捗状況）

新規採用職員について

就業規則改定について

事務所移転先について

●第3回理事会（11/21）

運営状況報告、加入・納付・機能回復進捗状況、事業及び予算執行状況、連絡体制（電子化）

就業規則改正について、新任理事研修会（会議終了後に協会の設立から現在までの経緯）

●各世帯訪問（4月から随時訪問）

清掃前3か月前後の設置状況及び周辺機器確認、質疑対応

各助成制度及び水廻りトラブル連絡先（保存版）配布

●簡易チェック更新（4月から随時訪問）

実施者を対象にチェックシート更新訪問、設置状況及び周辺機器確認

各助成制度記載及び水廻りトラブル連絡先（保存版）配布、質疑応答

●高負荷浄化槽検証（12/10）

4月時（対象件数66件）12月時（対象件数18件） 48件減

●清掃・保守点検同行（月1回）

現場業務の状況把握

●事務局会（月1回）

運営状況確認及び課題の検討等を大木町環境課と協会で行う。

浄化槽法令順守のお願い

★浄化槽の放流先を変更したい場合は、工事着工前又は工事終了後の **30 日以内** に**県保健福祉環境事務所**への**浄化槽設置変更届出書**の提出が必要です。(福岡県浄化槽法施行細則第9条)

★既存の浄化槽に新しくトイレや流し台等の排水を接続する場合、または用途が変わる場合は、**県保健福祉環境事務所**への**浄化槽変更届出書**の提出が必要です。(浄化槽法第5条第1項)

浄化槽は、設置時の建物の面積や用途により、人員算定をして人槽が決められたうえで浄化槽設置届計画書の届出が必要です。(浄化槽法第5条第1項)

年に1度の水質検査(浄化槽法第11条第1項)で不適正となり、**県保健福祉環境事務所**からの改善指導、または浄化槽の入替えとなることもあります。

工事着工前に事前にご相談下さい。

浄化槽の放流水と河川について

○1年に1回、浄化槽法定検査結果書(11条関係)に、BODという検査項目があります。水の汚れの指標を表している単位です。水質目標は20mg/L以下となっています。

◆水質検査結果(項目の内容については裏面をご覧ください)

検査項目	今回		望ましい範囲	検査日 判定	H29年12月	H30年12月	R01年12月	R02年12月	R03年12月
	測定値	評価			適正	おおむね適正	適正	おおむね適正	おおむね適正
pH	7.3	○	5.8~8.6	過去の 水質検査 結果	7.5	7.6	7.7	7.2	6.8
汚泥沈殿率(%)	—	—	10%以上		—	—	—	—	—
溶存酸素量(mg/L)	—	—	1.0mg/L以上		—	—	—	6.5~7.3	—
塩化物イオン濃度(mg/L)	—	—	—		—	—	—	—	—
透視度(度)	(2次処理水)	—	20度以上		—	—	—	—	—
	放流水	30以上			○	30以上	23	28	25
残留塩素濃度(mg/L)	0.50	○	検出されること		0.20	0.40	0.40	0.20	0.70
BOD(mg/L)	11	○	20mg/L以下		17	24	9.4	42	24



ご自宅の浄化槽の検査結果はどうなっているのでしょうか。もし放流水のBODが20mg/L以上が続くようであれば、改善が必要です。協会にご相談下さい。

クリーク等に排出された放流水は、自浄作用により浄化されます。クリーク等のBODの数値が10mg/L以上になると、魚が住めません。

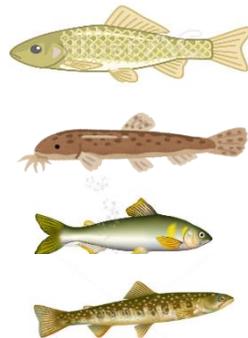
大木町クリークの水質は、令和4年度は、BOD7.4mg/L~0.6mg/Lの範囲に収まっています。

BOD10mg/L以下

BOD5mg/L以下

BOD2.5mg/L以下

ギンブナ
オイカワ
モツゴ
ドジョウ
アユ
ウグイ
イwana
アマゴ



BOD7.4mg/L

BOD0.6mg/L



クリークの水質を保つため、放流水のBODが10mg/L以下の高度処理型浄化槽を推進しております。協会としても水質の悪い浄化槽の改善に今後も取り組み、クリークの水質の保全に努めていきます。

浄化槽Q&A

Q. ブロワー（送風器）の音が、うるさくて寝れません。

A. 家の外の場合

もし手で触って静かになるようでしたら、ブロワーの下に防振マットを敷くことで、音を抑えられる場合があります。

家の中の場合

夜中にブーンという音が響くようでしたら、ブロワーの振動が、建物の基礎コンクリートから、共振を起こして伝わっていることが考えられます。ブロワーの位置を離して、土の上に置くことで、音が抑えられる場合があります。



ブロワーを移動した様子

上記を試しても改善されない場合は、協会へご相談ください。

新役員就任にあたって

- 副理事長 北島克彦 : 理事長を補佐し、会員の皆様のサービス向上に向けて、尽力していく所存です。
- 理事 東一人 : 微力ではありますが、生活環境の保全・向上に努めたいと思います。
荒木和彦 : 浄化槽協会は私達の日々の生活の大事なパートナーです。
川村多摩紀 : 合併浄化槽について認識を深め、女性ならではの視点で関わっていきたいと思います。
松田美智代 : この機会に、浄化槽協会のことを、勉強させて頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。
- 益田富啓 : 全国から注目される協会の取り組みです。更に充実できるよう知恵を絞ります。
- 荒巻尊己 : 町(環境課)と協会で連携し、合併処理浄化槽の適正管理の推進を図ります。
- 監事 塚本雅博 : 「新春の掘割 蛇行よろしく龍となる」ふるさと大木はよかですバイ！
山口龍也 : 協会のためになるよう努めますので、どうぞよろしくお願い致します。

新入社員紹介



10月より、入社いたしました杉本です。前職は一般廃棄物関係で25年従事しておりました。その中で取得した資格を活かし、町の水質保全と会員の皆様に貢献できる人材へ成長できるように励んでおります。

現在は、ご挨拶を兼ねて各世帯訪問を担当しております。また何かトラブルがあった際も、伺いますので、どうぞよろしくお願い致します。

※浄化槽に関する相談、会費の支払い、または引っ越し等による休止、退会等については、協会へご相談ください。

一般社団法人

大木町合併処理浄化槽維持管理協会

〒830-0416 大木町大字八町牟田 255 番地 7 (役場西別館内 2 階) TEL33-2328 Fax33-2349

